

# 柏原市立法善寺保育所民営化移管先法人応募条件

## 1 応募資格

大阪府内において児童福祉法第 35 条第 4 項の規定により認可された保育所を運営している社会福祉法人又は学校法人であること。

## 2 運営

- (1) 運営及び経営内容について、良好な保育所運営実績を有する法人であり、法善寺保育所を直接運営すること。
- (2) 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 103 号）その他関係法令を遵守すること。
- (3) 今回の移管に合わせて、現在法人が運営している既存の保育所を廃止しないこと。

## 3 職員

- (1) 施設長は、児童福祉施設又は幼稚園での実務経験を有する者を配置すること。  
（経験年数については 10 年以上の勤務経験を有することが望ましい。）
- (2) 保育士の配置については、以下のとおりとすること。

クラス	配置基準
0 歳児クラス	乳児 3 人に対し 保育士 1 人以上
1 歳児クラス	幼児 5 人に対し 保育士 1 人以上
2 歳児クラス	幼児 6 人に対し 保育士 1 人以上
3 歳児クラス	幼児 18 人に対し 保育士 1 人以上
4 歳児クラス	幼児 30 人に対し 保育士 1 人以上
5 歳児クラス	幼児 30 人に対し 保育士 1 人以上

- (3) 保育士の構成については、個々の保育士の経験年数に配慮した配置とすること。
- (4) 看護師の配置を実施する場合は、提案すること。

## 4 保育内容

保育内容は、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）を基本とし、保育課程、指導計画を作成するとともに、これらに基づき、適切に実施すること。

- (1) 保育所定員等
  - ① 移管前の定員（150 人）を下回らないこと。
  - ② 入所対象児童は、出生後 3 か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童から 5 歳児までとすること。

## (2) 保育時間等

- ① 保育時間については、移管前の保育時間を最低限とすること。

※移管前の保育時間

曜日	時間外保育	通常保育	時間外保育	延長保育
平日	7 : 30 ~	9 : 00 ~17 : 00	~18 : 30	~19 : 00
土曜日	7 : 30 ~	9 : 00 ~12 : 00	~18 : 30	~19 : 00

- ② 休所日については、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。

## (3) 給食

- ① 給食は、当該施設内で調理を行うこととし、アレルギー等の対応については、代替食、除去食による提供を基本とすること。
- ② 栄養士については、移管先法人が運営している施設を含め、法人内に1人以上配置すること。
- (4) 障害児保育を実施すること。(加配保育士については、柏原市民間保育所運営費補助金の補助対象)
- (5) 損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけ、児童の不慮の事故に備えること。(柏原市民間保育所運営費補助金の補助対象)
- (6) 費用負担については、既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。
- (7) 保護者会の設立及びその会費は、保護者に一任すること。
- (8) 特別保育(延長、休日、一時保育、病後児保育等)を実施する場合は、提案すること。
- (9) 移管後、認定こども園への移行を検討する場合は、提案すること。

## 5 引き継ぎ

保護者が安心できるような円滑な移管を行うために、合同保育等による引き継ぎを確実に実施すること。

- (1) 移管先法人として決定後から、施設長予定者を中心として、適宜移管保育所の行事等に参加し、内容等の把握に努めること。
- (2) 平成28年1月4日から同年3月31日までの間、各クラス担任を予定している保育士をクラスごとに1人以上配置し、引き継ぎを受けること。  
※引き継ぎに係る人件費については、市からの補助を予定。(限度額有)
- (3) 平成28年4月から一定期間、移管前の公立保育士の派遣を受け入れ、移管後の引き継ぎ保育を実施すること。
- (4) 法善寺保育所に勤務している職員が、法人への就労を希望する場合は、その採用に努めること。
- (5) 移管先法人の決定後から、当該保育所の保護者、移管先法人及び市の三者で組織する三者協議会を設置し、引き継ぎにあたっての必要事項を協議すること。
- (6) 三者協議会は、民営化後も一定期間継続すること。